

商工労働部長 説明要旨

商工労働部長の 今 井 でございます。

委員の皆様方には、日頃より商工労働行政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、商工労働部の最近の動きを中心にご説明いたします。

宇宙産業につきましては、国が進める地域未来戦略の一環として、7月に「ロケット・射場に関する戦略産業クラスター計画」が公表されました。串本町・那智勝浦町を中心に、県全域を対象区域として、大規模投資、規制緩和、人材育成等を検討・推進する方針が示されております。

県としましては、今後も、国の動きに呼応しながら、関係機関や地域の皆様と緊密に連携し、宇宙産業の集積に向けて、全力で取り組んでまいります。

GX 戦略地域につきましては、今月11日の国の第1弾認定において、脱炭素電源活用型の有望地域となっていた本県エリアの認定は見送られました。残りの有望地域についても事業計画の熟度が十分に高まった段階で認定する方針が示されているため、引き続き、認定に向けた取組を着実に進めてまいります。

中小企業者の支援につきましては、先の6月定例会において「わかやま賃上げ環境支援パッケージ」の1つである「中小企業成長促進補助金」について、10億円の増額補正を議決いただいたことにより、交付決定された560事業者を支援しているところです。

企業の成長支援につきましては、県経済の中核を担う新たな「100億企業」などの創出を目的とした「地域中核企業創出プログラム」について、審査の上、10社を採択しました。来年3月までの約半年間にわたり、成長戦略の策定を中心とした伴走支援を進めてまいります。

去る9月4日には、100年以上にわたり伝統の技術や事業を継承している22社に対し、「和歌山県100年企業」として表彰を行いました。受賞された企業の皆様に敬意を表するとともに、引き続き長寿企業として県経済を牽引していただきたいと思います。

続きまして、本議会に審議をお願いしております商工労働部の議案について御説明いたします。

議案第112号は、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」の制定及び「産業競争力強化法」の一部改正に伴い、所要の改正等を行うものであります。

議案第１１８号は、中小企業高度化資金貸付金に係る元金請求権及び違約金支払請求権を、議案第１１９号は、中小企業設備近代化資金貸付金に係る元金請求権及び違約金支払請求権を、それぞれ放棄するものでございます。

詳細につきましては、後ほど、商工企画課長兼償還指導室長から、お手元に配布しております資料に基づいてご説明させていただきます。

このほか、地方自治法の規定に基づき、「一般財団法人和歌山県勤労福祉協会」及び「公益財団法人わかやま産業振興財団」に係る法人の経営状況報告書を提出しております。

以上で、商工労働部の御説明とさせていただきます。

何とぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

償還指導室 説明要旨

商工企画課長兼償還指導室長の 岡 でございます。

償還指導室からお願いしております「権利の放棄」に係る 2 つの議案について御説明いたします。

まず、議案第 118 号の「権利の放棄について」の議案書につきましては、25 ページになります。

本議案は、杭ノ瀬鉄工団地協同組合に係る中小企業高度化資金の権利の放棄についてです。

当組合に対し、昭和 50 年度に 2 億 5,410 万円を貸し付けましたが、昭和 56 年 9 月に業績不振により延滞となり、また、平成 27 年頃には組合が破綻し、それ以降は休眠状態が続いていました。

そこで、平成 29 年に担保不動産の競売を行い、また、令和 6 年には、亡くなった連帯保証人が所有していた不動産の強制競売を行い、可能な限りの債権回収を行いました。

なお、連帯保証人は持分債務完済等による免除者 8 名を除く 5 名いましたが、全員死亡し、その相続人 5 名の資力調査を行ったところ、全員無資力であると判断致しました。

以上のことから、残元金 178 万 8,617 円の請求権及び違約金支払請求権の放棄について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 119 号の「権利の放棄について」でございます。議案書につきましては、26 ページになります。

本議案は、主債務者に対し、昭和 56 年度に中小企業設備近代化資金 814 万 8 千円を貸し付け、分納を続けていましたが、主債務

者は令和 7 年 9 月に死亡、その相続人も全員相続放棄をしております。

また、連帯保証人 2 名も既に全員死亡しており、その相続人も全員相続放棄や時効の援用をしていることから、徴求先がないため、残元金 794 万 9 千円と違約金支払請求権の放棄について、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

労働委員会事務局長 説明要旨

労働委員会事務局長の 岡本 でございます。

平素は、当委員会の運営に対し、格別の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、当委員会の今年度の取組状況について、説明させていただきます。

不当労働行為救済申立てに係る審査及び使用者と労働組合間の労働争議に係る調整、並びに、個別労働関係紛争に係るあっせんにつきましては、現在係属中の案件はございません。

労働相談につきましては、8月末現在で、29件の相談に応じたところでございます。

今後とも、集団的労使紛争はもとより、個別労働関係紛争も含め、労使関係の安定のため、迅速で円満な紛争の解決に努めてまいります。

なお、当委員会から、今議会に審議をお願いしております議案等はございません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。